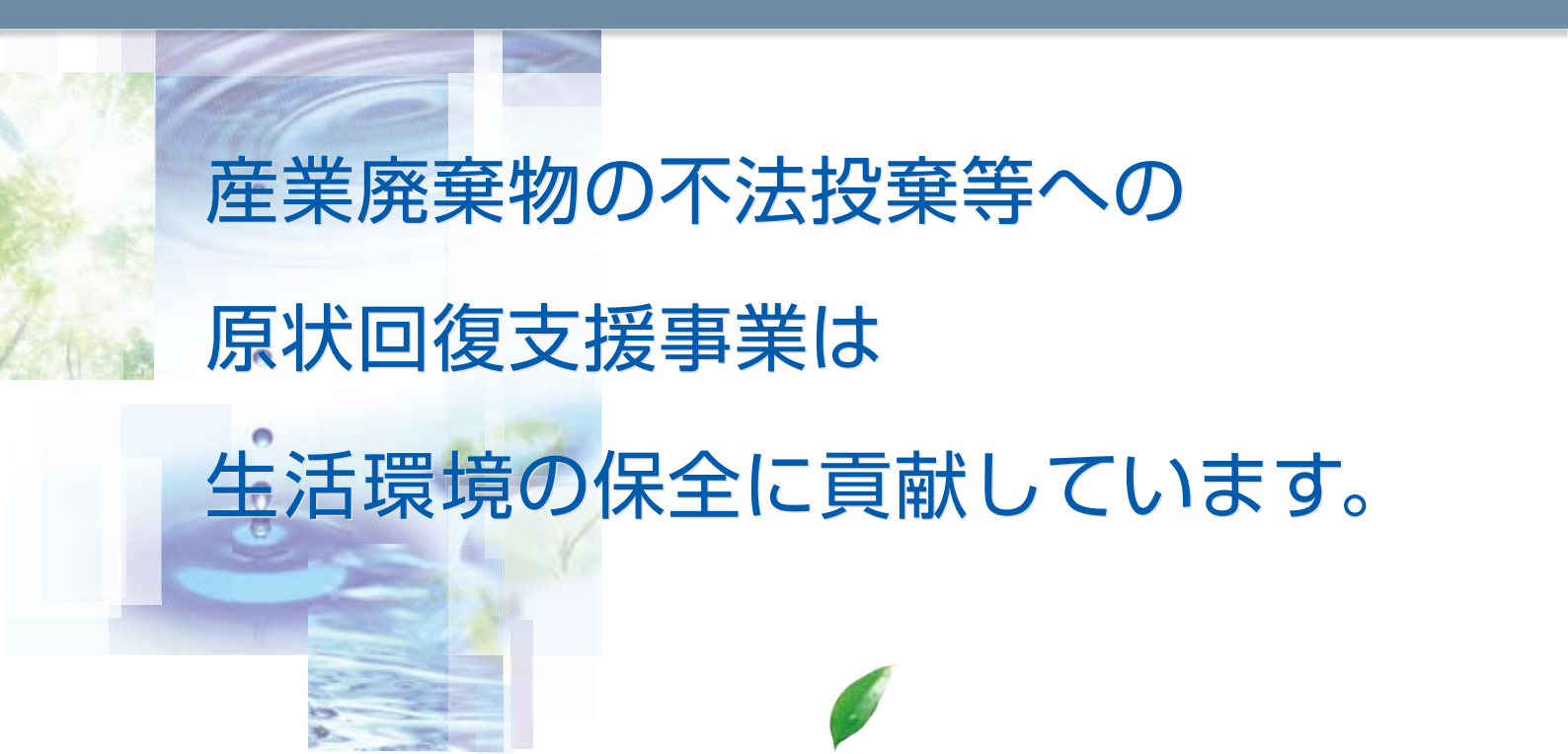


産業廃棄物の不法投棄等への 原状回復支援事業



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
産業廃棄物適正処理推進センター



産業廃棄物の不法投棄等への 原状回復支援事業は 生活環境の保全に貢献しています。

はじめに

産業廃棄物の不法投棄等に対する対策強化の一環として、都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条で定める市（以下「都道府県等」という。）がやむを得ず実施する生活環境保全上の支障除去等の措置（原状回復）のための基金が、平成9年の廃棄物処理法改正により制度化されました。財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は、この制度に基づく「産業廃棄物適正処理推進センター」に指定され、都道府県等に対して基金からの支援を行っています。

支援事業の区分

平成10年6月17日以降に発生した不法投棄に対する支援事業

●産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業 ……P2～8

産業界からの出えん金3分の2、国からの補助金3分の1の割合で拠出された基金から原状回復事業を実施する都道府県等へ事業費の4分の3以内の金額を支援する事業です。

平成10年6月16日以前に発生した不法投棄に対する支援事業

●産廃特措法に基づく支援事業 …………… P9・10

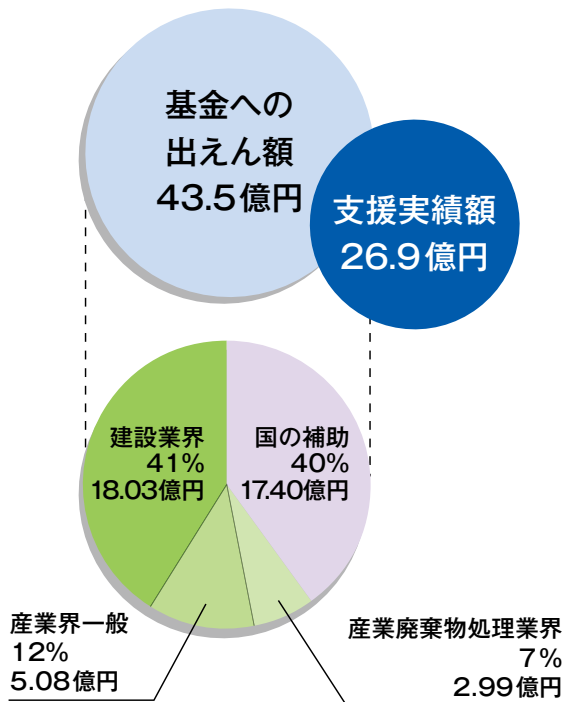
国からの補助金の交付を受けて、有害産業廃棄物の処理に要する費用について、都道府県等へ事業費の2分の1、その他の廃棄物は3分の1の金額を支援する制度です。平成18年度以降に環境大臣の同意を新たに受けた事業については、特例地方債による財政支援スキームに変更されています。

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業

》》 1-1 産業界と国による基金のあらまし

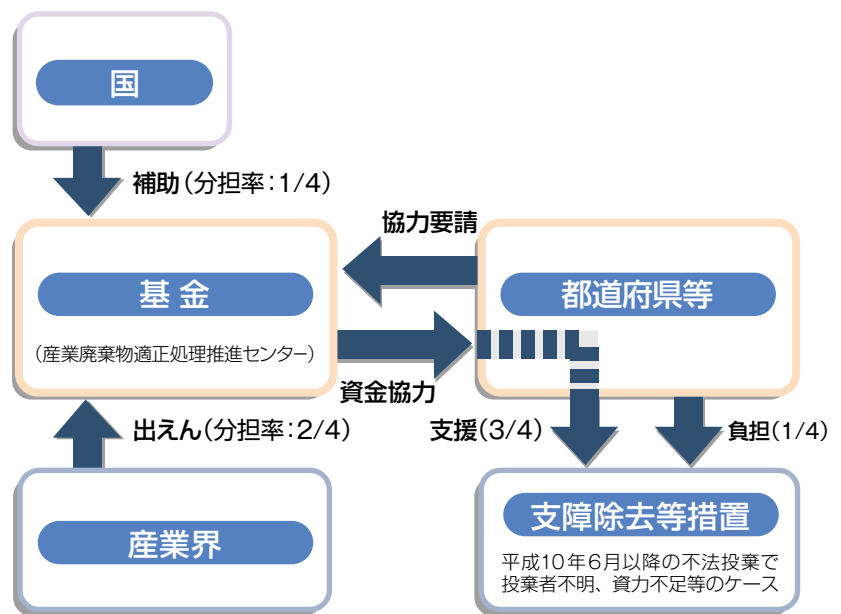
》》 基金への出えん額と支援額

(平成20年3月末現在)



》》 基金の枠組み

基金は産業界からの出えん金と国からの補助金で成り立っています。



》》 支援の対象と範囲

産業廃棄物適正処理推進センターでは、都道府県等が行政代執行により不法投棄等による、生活環境保全上の支障除去等を行う際に、基金による資金面での支援及び必要に応じ助言・指導、情報の提供等を行っています。

■ 支援の対象となる事案

基金制度の発足(平成10年6月17日)以降に発生した産廃不法投棄等で、投棄者が不明あるいは資力不足のために、都道府県等が行政代執行により生活環境保全上の支障除去等の措置を講じる事案

■ 支援する資金の範囲

支障除去費用の3/4以内で、最小額200万円以上

■ 資金以外の協力

現地調査、支障除去等の計画策定に関する技術的助言等

■ 適正処理推進センター運営協議会

基金の適切な運営を図ることを目的とした協議会で、有識者・出えん関係者で構成、資金支援の要請を受けた事案について審議を行う

》》 1-2 基金の背景と目的

この基金制度は、平成8年に国の生活環境審議会・産業廃棄物専門委員会において産業廃棄物対策の総合的な見直しが行われ、不法投棄対策の強化とともに支障除去等措置が取上げられたことに始まります。

その見直しでは、投棄者不明等の場合には、産業界と行政とがそれぞれの役割を踏まえ、必要な資金を協調して手当てする基金を創設し、そのうち産業界からの資金については、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対しては、事業者としても一定の貢献を行っていくとの認識のもと、事業者の自主的な出

んによることとされました。この基金は平成9年の廃棄物処理法改正において制度化され、平成10年6月17日に施行されました。

一方、不法投棄対策についてはその後も平成12年と15年の法改正により、一層の強化が図られ、平成16年以降も国の役割強化と硫酸ピッチ対策等を盛り込んだ法改正が行われています。

こうした措置により、下図に示すように施設整備の推進と並んで、規制、排出事業者対策や監視・指導が強化され、産業廃棄物の適正処理は着実に前進しています。

》》 廃棄物処理法改正の概要

主な改正の内容

平成9年法改正

- 罰則強化
- マニフェスト制度の拡充及び電子化
- 排出事業者責任の強化
- 監視取締の徹底及び広域化
- 基金制度による支援事業の創設

平成12年法改正

- 排出事業者責任の徹底とそのための規制強化
- ・マニフェスト制度の強化
- ・措置命令の強化
- ・罰則の強化
- 廃棄物処理センターの指定要件の緩和

平成15年法改正

- 不法投棄の未然防止措置
- ・不法投棄等に係る罰則の強化
- ・悪質な処理業者への対応の更なる厳格化

産廃特措法の制定

平成16年法改正

- 不適正処理事案の解決のための国の役割強化
- 指定有害廃棄物の不適正処理の禁止
- 罰則の強化

平成17年法改正

- マニフェスト制度の強化
- 欠格要件の厳格化等

平成18年法改正

- 石綿（アスベスト）廃棄物の処理に関する処理基準創設
- 石綿無害化処理施設認定制度の創設
- 処理委託契約に含まれるべき事項の追加

総合的政策

施設整備の推進

規制の強化

排出事業者責任の強化

監視・指導の徹底

不法投棄等事案

原状回復支援事業

適正処理の確保

》》 1-3 産業界からの出えん状況

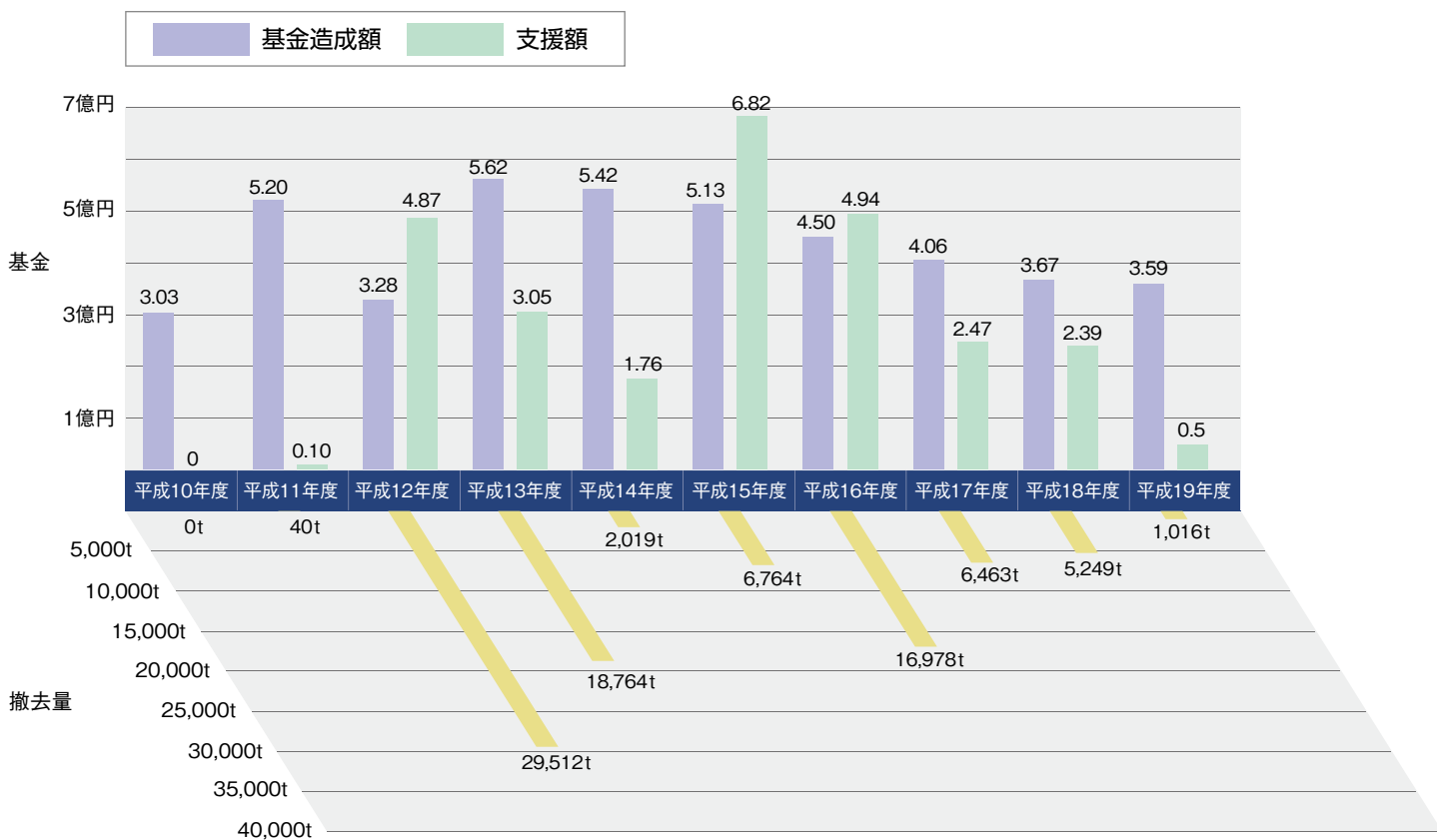
産業界からの基金への出えんは、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対して、事業者としても一定の貢献を行っていくとの認識のもと、事業者の自主的な出えんによることとされたものです。

》》 基金の造成額

基金(億円)	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国の補助	1.00	2.00	2.00	1.60	2.00	2.00	1.70	1.70	1.70	1.70
産業界からの出えん計	2.03	3.20	1.28	4.02	3.42	3.13	2.80	2.36	1.97	1.89
建設業界	1.40	2.80	—	2.80	2.40	2.24	1.96	1.68	1.40	1.35
産業界一般	0.43	—	0.88	0.82	0.66	0.61	0.52	0.44	0.37	0.35
産業廃棄物処理業界	0.20	0.40	0.40	0.40	0.36	0.28	0.32	0.24	0.20	0.19
基金造成額 年度計	3.03	5.20	3.28	5.62	5.42	5.13	4.50	4.06	3.67	3.59
累積額	3.03	8.23	11.51	17.13	22.55	27.68	32.18	36.24	39.91	43.50

(平成10年度は半年分)

》》 基金の造成額と支援金額・撤去量



》》 1-4 基金による支援事業の実施状況

都道府県への支援を、平成 11 年度から開始しています。平成 19 年度までに支援対象事業数は合計 72 件となり、支援額合計は約 26 億 9000 万円となりました。平成 15 年度には過去最高の 17 件に対して支援額 6 億 8 千万円を支援しました。

廃棄物の種類別に支援状況をみると、支援対象事業数では合計 72 件のうち 72%にあたる 52 件を硫酸ピッチの事案が占めています。

支援件数では硫酸ピッチに関する事案への件数が最も多いですが、1 件当たりの金額が比較的小さな事案が多いため、支援額

では合計約 26 億 9000 万円の内、36%にあたる約 9 億 6800 万円にとどまっています。残りの 64%は、廃プラ等・混合廃棄物・木くずなどが占めています。

下表で「返納額」とある項目は、自治体が行為者を始めとする関与者・会社団体などから回収した行政代執行費用を、支援を受けた比率に応じて財団に返納した金額です。自治体が行政代執行費用の求償を、行為者個人、会社団体役員、排出事業者、土地所有者などの関与者・会社団体などに対して行い、毎年徐々に費用の回収を進めています。

》》 基金による支援事業(3/4支援)の実績(制度発足～平成19年度末まで)

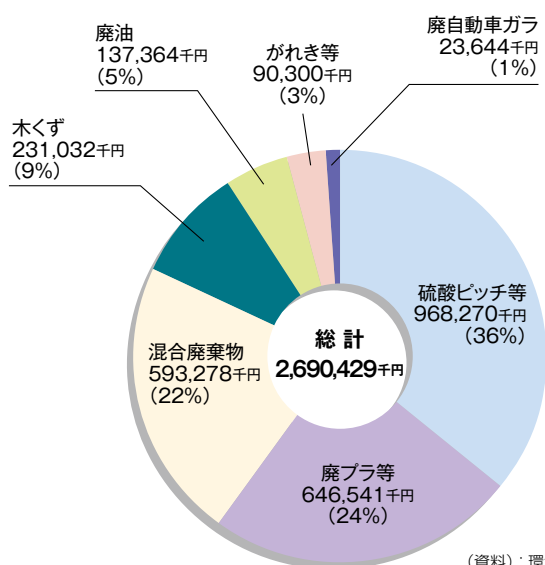
事業年度	廃棄物種類	支援件数	撤去量(t)	総事業費(千円)	支援額(千円)	返納額(千円)
平成11年度	硫酸ピッチ等	3	40	13,157	9,867	569
集 計		3	40	13,157	9,867	569
平成12年度	がれき等	1	11,200	120,400	90,300	—
	廃プラ等	2	18,300	524,257	393,192	757
	硫酸ピッチ等	1	12	4,920	3,690	3,690
集 計		4	29,512	649,577	487,182	4,447
平成13年度	廃プラ等	1	18,200	337,799	253,349	1,763
	硫酸ピッチ等	3	564	69,187	51,890	6,633
集 計		4	18,764	406,986	305,239	8,396
平成14年度	混合廃棄物	1	0	35,580	26,685	—
	硫酸ピッチ等	7	2,019	217,869	149,031	32,100
集 計		8	2,019	253,449	175,716	32,100
平成15年度	混合廃棄物	1	2,076	325,372	244,029	—
	廃油	1	200	5,239	3,929	9
	硫酸ピッチ等	15	4,488	607,807	434,476	17,620
集 計		17	6,764	938,418	682,434	17,629
平成16年度	混合廃棄物	1	475	26,775	20,081	107
	廃自動車ガラ	1	2,725	31,526	23,644	—
	廃油	1	2,583	166,795	125,096	—
	木くず	1	7,867	198,434	148,825	30
	硫酸ピッチ等	11	3,328	235,237	176,427	3,587
集 計		15	16,978	658,767	494,073	3,724
平成17年度	混合廃棄物	3	930	149,824	112,367	—
	木くず	1	4,393	109,608	82,207	—
	硫酸ピッチ等	5	1,140	69,653	52,240	461
集 計		9	6,463	329,085	246,814	461
平成18年度	混合廃棄物	2	4,304	233,886	175,414	470
	硫酸ピッチ等	5	945	84,388	63,291	—
集 計		7	5,249	318,274	238,705	470
平成19年度	混合廃棄物	2※	520	19,603	14,702	—
	廃油	1	123	11,119	8,339	—
	硫酸ピッチ等	2※	373	36,477	27,358	2,531
集 計		5	1,016	67,199	50,399	2,531
総 計		72	86,805	3,634,912	2,690,429	70,327

※それぞれ1件は、撤去量・総事業費・支援額とも未確定につき、計上されていない。

(平成19年度まで)

廃棄物種類別の支援額の割合

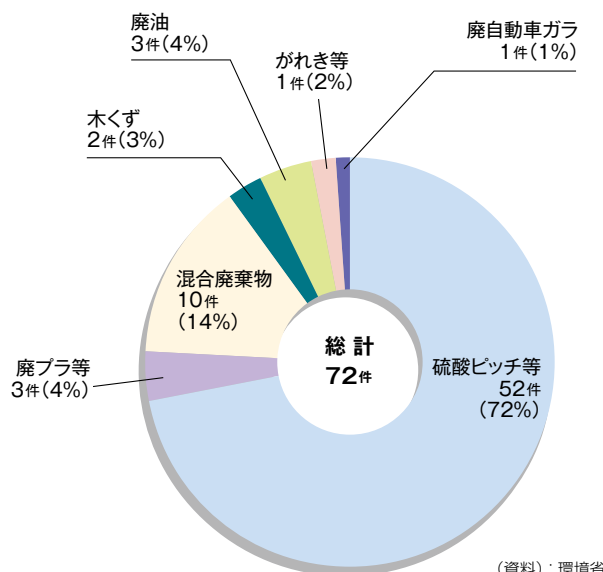
(平成19年度まで)



(資料)：環境省

廃棄物種類別の支援件数の割合

(平成19年度まで)



(資料)：環境省

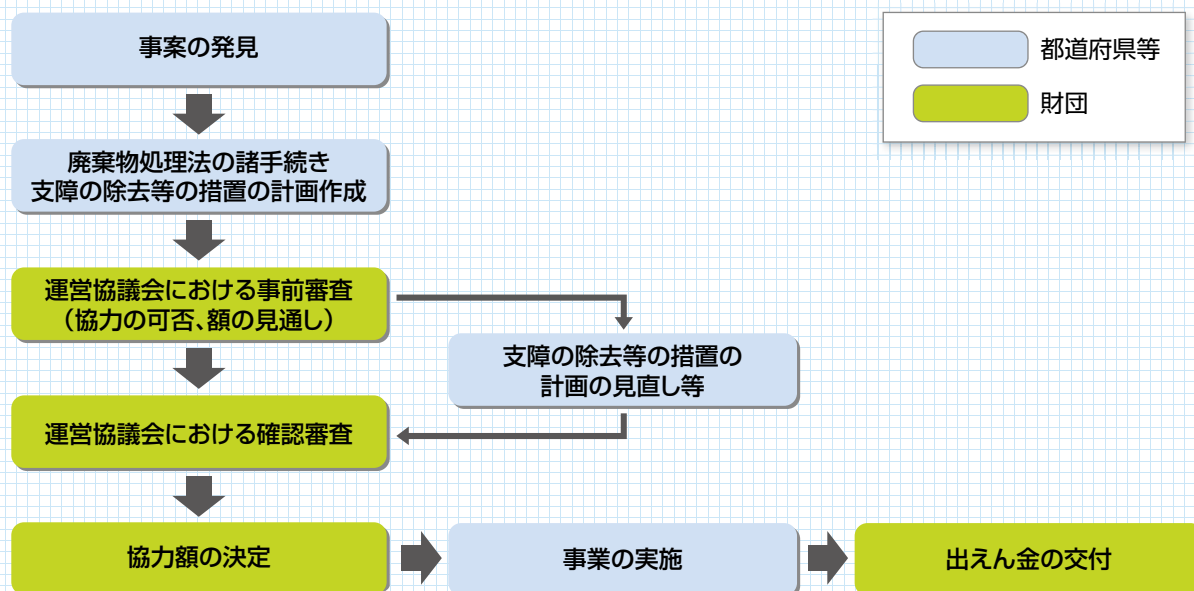
基金制度(3/4支援)による支援事業の実績

No.	事業年度	都道府県等	発生場所	廃棄物種類	撤去量(t)	総事業費(千円)	支援額(千円)
68	平成19年度	岡山市	竹 原	硫酸ピッチ等	373	36,477	27,358
69		札幌市	清田区	混合廃棄物	520	19,603	14,702
70		山梨県	大月市	混合廃棄物	—	(54,736)	(41,052)
71		山形県	東根市	廃 油	123	11,119	8,339
72		奈良市	針 町	硫酸ピッチ等	—	(26,044)	(19,533)
平成19年度計					1,016	67,199	50,399

注：山梨県の事案は支援は決定しているが行為者の自主撤去が続いているため未支援。奈良市の事案は平成19年度末時点で代執行未着手。

支援までの手続き

産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の主要なフロー



》》 1-5 基金による支援事業の実施例

事例

1

●事案の概要

産業廃棄物最終処分場において、許可容量を超えて約12万m³もの産業廃棄物を過剰に埋め立て・堆積した事案です。

埋立面積は1万m²以上、堆積高さは17mに達し、投棄された産業廃棄物は廃プラ、紙くず、木くずを主とする混合廃棄物です。

●行政指導等の概要

たびたびの行政指導にも従わないため、行為者・土地所有者に措置命令を発出しましたが資金面から履行については期待できる状態ではありませんでした。行為者の廃掃法違反による逮捕のため、許可の取り消しがなされ、その後、財産の差し押さえをした上で行政代執行に踏み切りました。

●不法投棄の状況

当該埋立処分場は、覆土がされておらず、法面は急こう配で、内部からは可燃性ガスが発生していました。現場においては過去に火災が発生し、今後も火災が発生する恐れが大きく、周辺的生活環境保全上多大な支障があると認められました。

●支障除去方法

- 飛散、流出、火災、及び崩落防止のため、堆積した廃棄物の勾配を緩やかに整形し、法面をシートによりキャッピング、覆土及び種子吹き付けを行いました。
- 廃棄物に触れた水の流出防止のため、処分場の周囲を不浸透層まで矢板を打設し遮水しました。
- 内部に貯留している可燃性ガス及び悪臭物質のガス抜き設備を設置しました。



▲ 不法投棄の状況



▲ 支障除去後

事例 2

●事案の概要

山林及び原野 12,000m² に行為者が古物と称して廃自動車、廃家電その他の廃棄物500t余りを搬入し、これを解体して金属を売却していました。しかし搬入した廃棄物は長年風雨にさらされて現状ではほとんど価値がないことから当該自治体はこれらを産業廃棄物と認定しました。

本案件は放置している土地の一部を行為者本人も所有していましたが、多くは第三者の土地であり使用権原を有していませんでした。

●行政指導等の概要

当該自治体は行為者に対して、適正処分と産業廃棄物の撤去を再三にわたり指導しましたが、まったく受け入れず堆積状態の改善は図られませんでした。自治体は有償で売却できる単体を選別された後の金属類を除き、全量の適正処理（撤去）を命じる措置命令を発出しました。

●不法投棄の状況

当該土地に投棄された産業廃棄物は、鉛を含むプリント基板などの廃棄物や廃自動車でした。屋外に放置されて、流出防止策を施していないため、雨水等の接触により土壌や地下水を汚染したり、河川に流入したりすることにより周辺の生活環境に支障を生じさせる恐れがありました。

●支障除去方法

当該地は敷地が長狭であることから搬入道路を設置し、敷地の片側から重機を使って廃棄物を搬出しました。敷地内でおおまかに品目ごとに選別し金属は売却することで代執行費用の軽減を図りました。

投棄された産業廃棄物に使用済自動車・廃自動車が含まれていたことからこれらの撤去費用については「自動車リサイクル法」に基づく事業の対象として当制度との協調により実施しました。



▲ 不法投棄の状況①



▲ 不法投棄の状況②



▲ 支障除去後

2

産廃特措法に基づく支援事業の概要

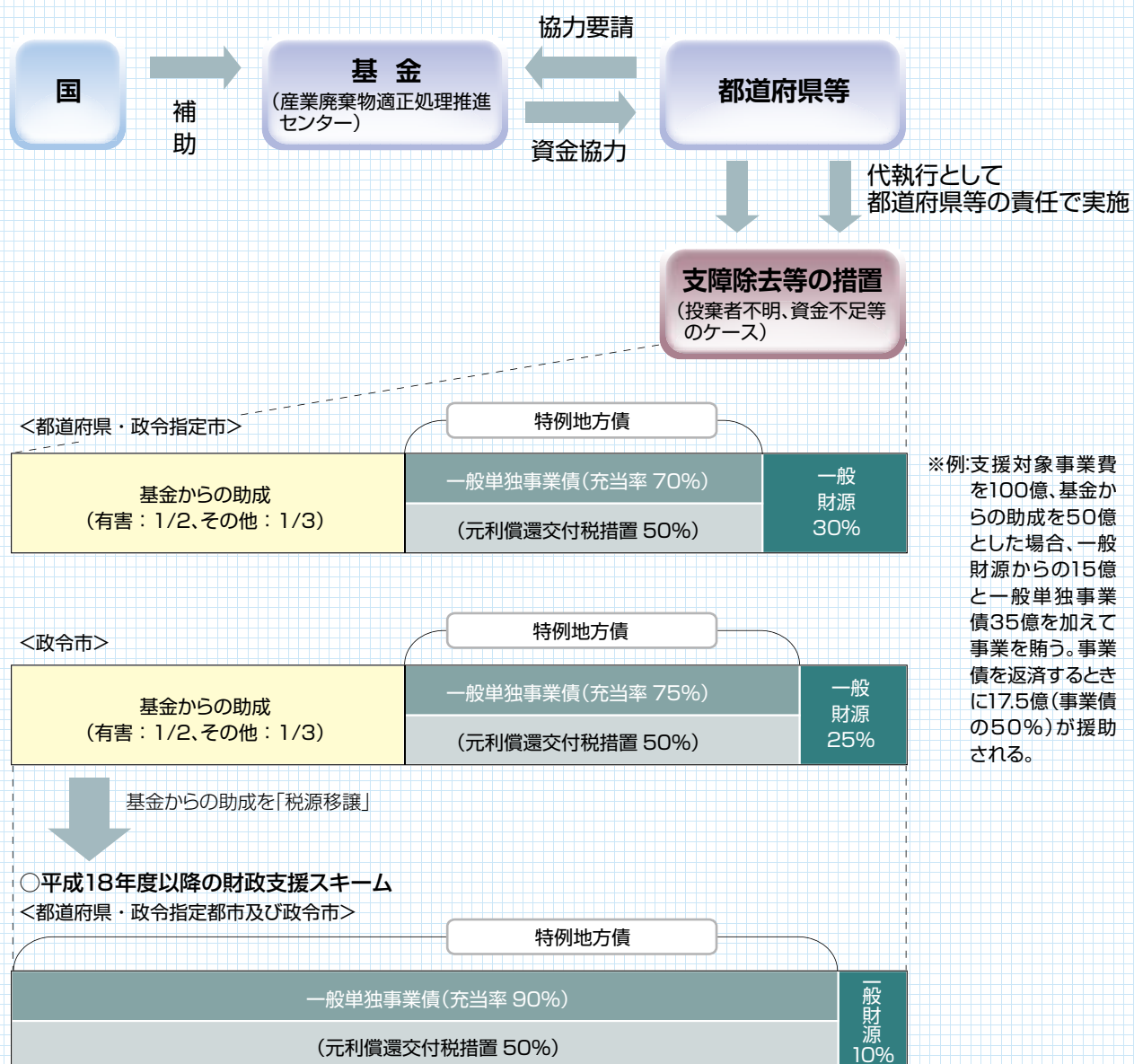
産業界と国による基金制度が発足した平成10年6月17日より前の不法投棄等の事案に対しては、国が平成10年度から予算措置によって都道府県等に対し事業費の1/3の支援を行ってきました(産業廃棄物適正処理推進特別対策事業)。

平成15年6月には産廃特措法(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法:10年間の時限立法)が制定され、有害産業廃棄物については補助率が1/2に引き上げられる

等、支援内容が拡充されました。

平成18年度以降は「三位一体の改革」により、当該補助金のうち新規の原状回復対策事案に係る分が税源移譲に結びつく補助金として廃止されました。また、上記補助金の廃止に伴い産廃特措法第6条に基づく起債の特例措置については、事業費に対する起債充当比率が90%に引き上げられました。

産廃特措法による基金のスキーム(平成10年6月以前の不法投棄)

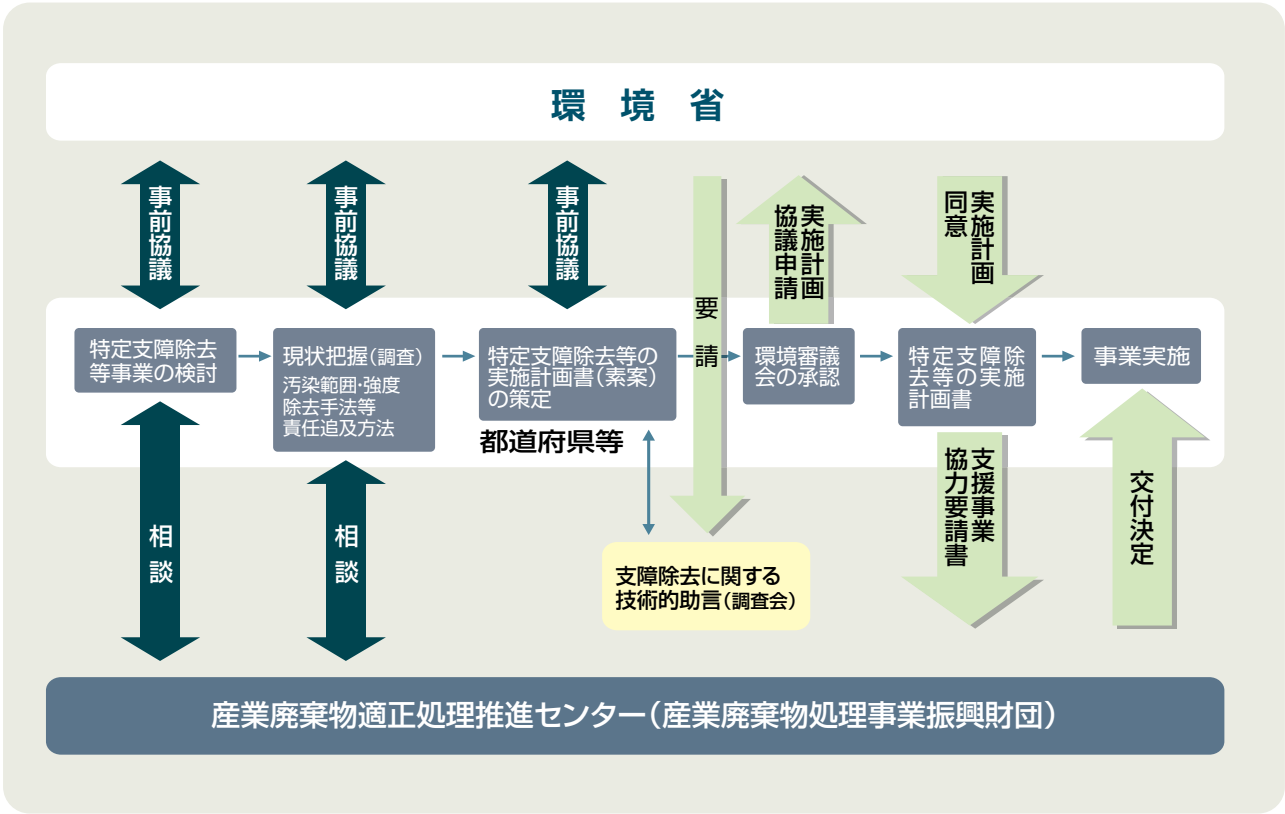


※例: 支援対象事業費を100億、基金からの助成を50億とした場合、一般財源からの15億と一般単独事業債35億を加えて事業を賄う。事業債を返済するときに17.5億(事業債の50%)が援助される。

産業廃棄物適正処理推進センターの役割

支障除去等の実施計画書について環境大臣の同意が得られた事案が支援の対象となります。また、産業廃棄物適正処理推進センターでは、国から都道府県等の支障除去等の実施計画に関する

技術的事項についての知見の提供を求められた場合に、学識経験者等からなる調査会（委員長：花嶋正孝 福岡県リサイクル総合研究センター長）を設けて対応しています。



産廃特措法による支援実績

	件数	撤去量(トン)	総事業費(百万円)	支援額(百万円)
平成15年度	3件	14,964	3,485	1,646
平成16年度	5件	70,201	3,601	1,660
平成17年度	8件	106,156	7,790	3,664
平成18年度	6件	121,262	8,597	3,917
平成19年度	6件	142,831	9,419	4,271
合 計		455,414	32,893	15,157

3

基金を活かすための当財団の取組

1

不法投棄の早期発見、拡大防止等を推進しています。

■不法投棄未然防止対策検討委員会

不法投棄の早期発見、拡大防止策及び不法投棄等の原因者への責任追及方法等について、学識経験者、弁護士、行政担当者、技術者等からなる委員会(委員長:大塚 直 早稲田大学法学部教授)を設置して検討し、報告書を都道府県等へ配布しました。

■硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会

硫酸ピッチの発生源対策として、都道府県等の廃棄物担当部局、消防、税務の情報共有化等の連携方策等について、委員会(委員長:鈴木道夫弁護士)を設置して検討を行い報告書を都道府県等へ配布しました。

■硫酸ピッチ不法投棄等事案現場対応マニュアル検討委員会

硫酸ピッチの不法投棄等事案及び硫酸ピッチ排出工場等の存在を把握した際、都道府県等の担当者が適切かつ迅速な現場対応を行うためのマニュアルについて、委員会(委員長:鈴木道夫弁護士)を設置し検討を行い、当該マニュアルを都道府県等へ配布しました。

2

経済的な支障除去方法について情報提供しています。

■原状回復支援事業技術検討委員会

支障除去を効率的に行うための工法・技術について、委員会(委員長:島岡隆行 九州大学院環境システム科学研究センター教授)を設置して、検討を行っています。

平成 15 年度は硫酸ピッチの処理技術に関する検討を行い、報告書を都道府県等へ配布しました。

3

不法投棄等事案に対し、専門家を派遣し助言を行っています。

■不法投棄等事案対応調査支援事業

環境省からの委託事業として、都道府県等からの要請により、不法投棄等の関係法令や現場調査等に精通した専門家を現地へ派遣し、都道府県等の職員の方々を現場で支援する事業を平成 15 年度から行っています。平成 19 年度までに延べ 60 の都道府県等への支援を行い、行為者の資産調査方法や排出事業者の責任追及に関する助言を行っています。

■技術協力

都道府県等から原状回復の支援要請があった場合には、「原状回復支援事業取扱要領」に基づいて、生活環境保全上の支障除去の工事計画等について、調査チームを派遣するなどして都道府県等への技術協力を行っています。

また、不法投棄現場を効率的に調査するために「現地調査実施要領書」を作成し、必要に応じて都道府県等へ配布しています。

効果的な現場監視システムを提供しています。

エコアラームネットは、産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案の第一線で監視・指導・取締りなどの業務にあたっておられる都道府県・政令市職員の皆さんを応援し、不法投棄の発生と拡大化を未然に防止することを目指す情報システムです。

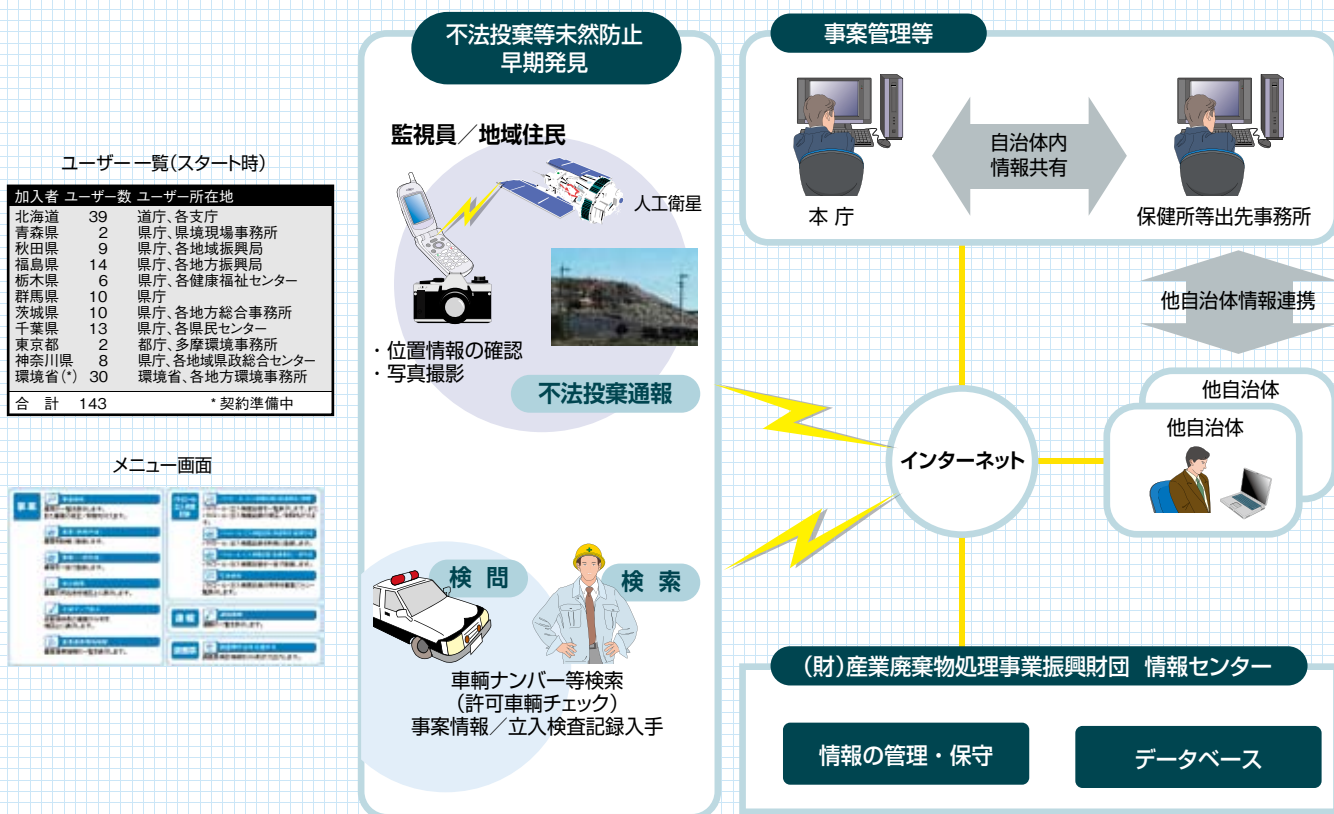
当財団ではこれまで「エコパトロール」システムを運用してきましたが、開発から5年が経過し陳腐化・老朽化が進んだため、ご利用者の利便性と不法投棄の未然防止効果の向上を図ることを目的に、当財団の自主財源により、新システムを開発し、移行を終えたものです。

エコアラームネットの開発にあたっては、ご利用いただいている都道府県等からのご意見・ご要望をヒアリングさせていただいたり、システム活用に関する実証実験を平成17年度の環境省関東地方環境事務所と当財団との共同研究事業として実施したりするなど、ご利用者の声をできるかぎり反映した、使い勝手の良いものにするように努めました。

不法投棄を撲滅するには、早期発見とならんで、事案の拡大状況や行政対応の経緯に関する情報を正確に把握、管理していくことが大切です。エコアラームネットを利用すれば、自県・市の管理情報の検索はもちろんのこと、必要な場合は、他の加入自治体の管理情報を照会することもできるので、事案管理の大幅な効率化・迅速化が図れます。

当財団では、システムの安定的・効果的な運用に努めるとともに、より多くの自治体エコアラームネットに加入して下さるよう、普及を図っています。

■エコアラームネットシステム

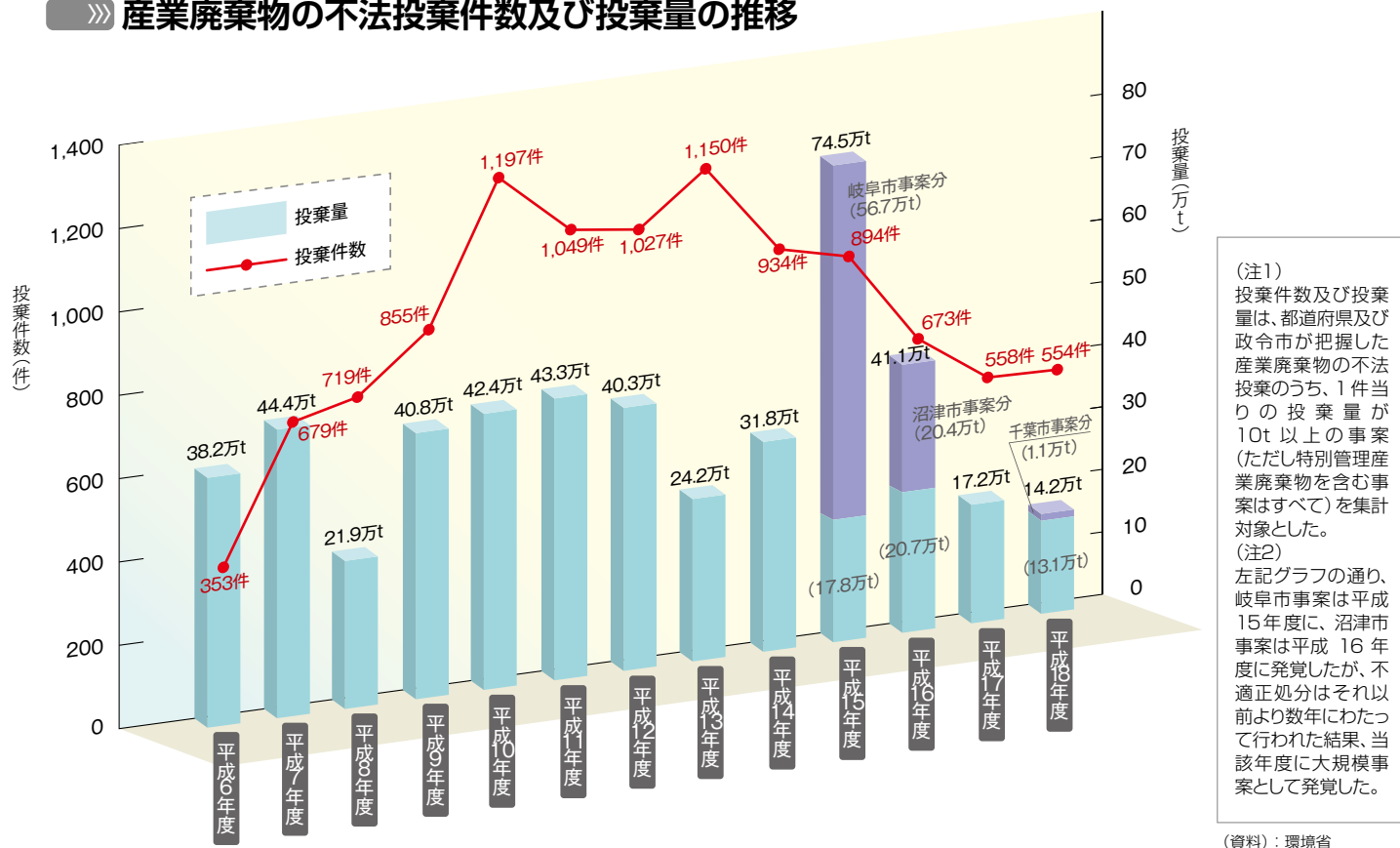


- ・現場の写真を普通の携帯電話で撮影し、システムに送信することができます。
- ・GPS 付きの携帯電話なら、現場の正確な位置をシステムに入力できます。
- ・検問などの際、許可車輦かどうかの確認が容易です。
- ・現場立ち入り調査の際など、事案の経緯など過去データの参照が容易です。
- ・加入は県・市単位ですが、ユーザー数は任意ですので、本庁と県内の地域事務所など出先機関と情報を共有することができます。
- ・加入者(県・市)それぞれの判断により、限られた範囲の情報をシステム上に公開できるので、たとえば流入源などの調査に際して他県・市への情報照会が容易になります。
- ・情報セキュリティはパソコンに挿入するトークン(認証キー)とユーザー ID・パスワードによる二重方式を採用し、万全を期しています。
- ・データは産廃振興財団のサーバーに集中的に保管され、定期的にバックアップされるので、県や市が個別にシステム保守をする必要はありません。

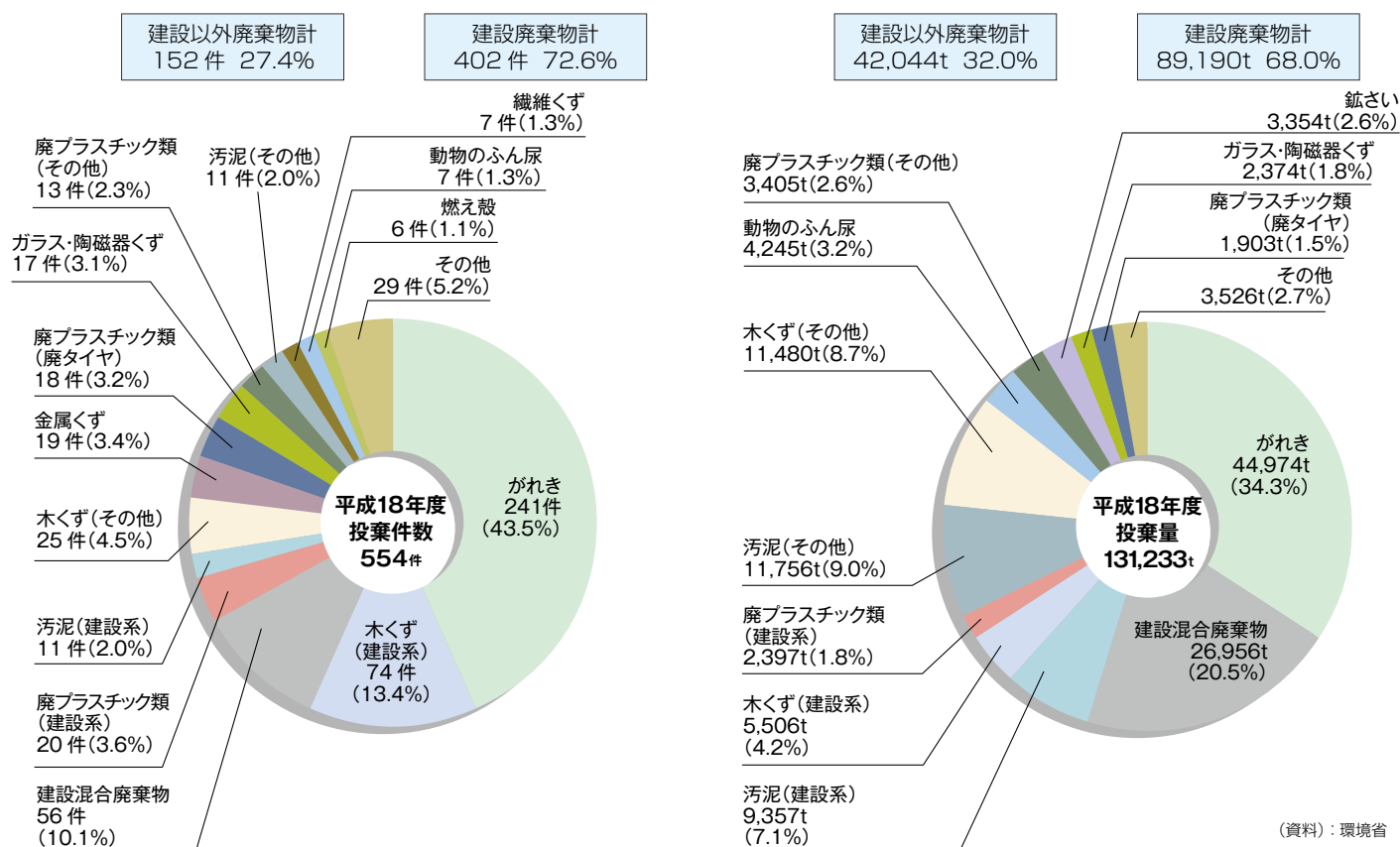
全国の不法投棄の発生と残存状況

環境省の調査によると、全国の不法投棄はこれまで毎年約1,000件、40万トン前後で推移していましたが、ここ数年は、特異事案を除くと、件数、数量ともほぼ半減しています。しかし、不法投棄撲滅には一層の努力が必要です。

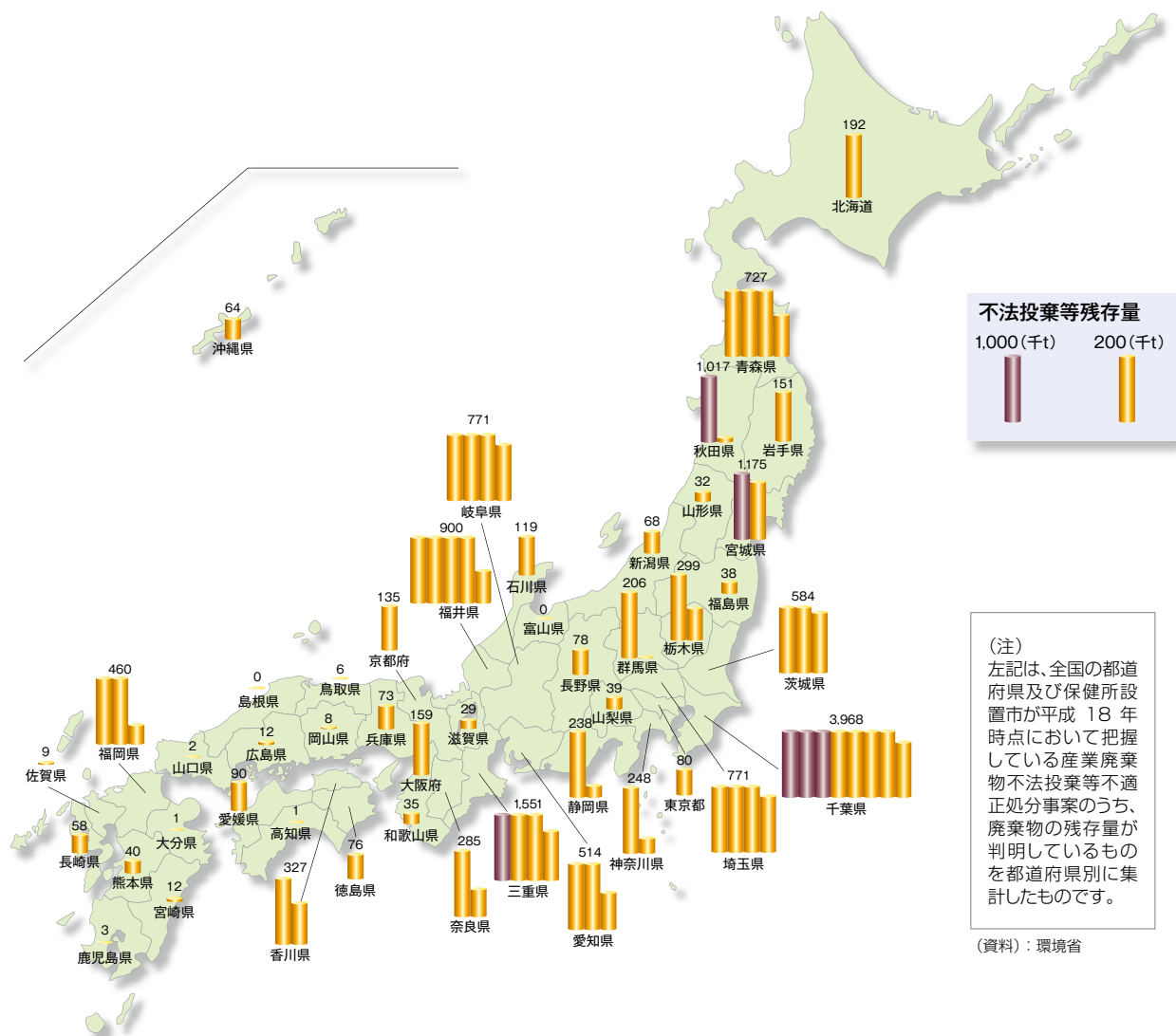
産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移



不法投棄された産業廃棄物の種類(平成18年度)



》》 不法投棄等産業廃棄物の都道府県別残存量(都道府県・政令市別、平成18年度末時点)



》》 産業廃棄物の不法投棄実行者(平成18年度)



(資料)：環境省



交通案内：JR 神田駅東口より徒歩 1 分
地下鉄銀座線神田駅(出口1番)より徒歩3分



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6-1堀内ビルディング3階

TEL 03(3526)0155 FAX 03(3526)0156

URL <http://www.sanpainet.or.jp>